

| | | |
|---|--|------------------------------------|
|  | <h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1> | 平成 27 年 6 月 9 日 (火) 第 8 7 0 6 号 |
| | | |

目 次

| | |
|--------|--|
| ◇ 告 示 | 行政書士法に基づく懲戒処分 (413) (政策法務課) 2 物品売払代金の徴収事務の委託 (414) (公文書館) 2 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (415) (東部振興課) 2 未婚者の結婚及び婚活に対する意識等調査の実施 (416) (子育て応援課) 3 青少年に有害な図書類の指定 (417) (青少年・家庭課) 3 指定居宅サービス事業者の指定 (418) (東部福祉保健事務所) 4 指定介護予防サービス事業者の指定 (419) (〃) 4 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の委任 (420) (住まいまちづくり課) 4 物品売払代金の徴収事務の委託 (421) (農業試験場) 6 物品売払代金の徴収事務の委託 (422) (園芸試験場) 6 物品売払代金の徴収事務の委託 (423) (畜産試験場) 6 物品売払代金の徴収事務の委託 (424) (中小家畜試験場) 7 砂利採取法による採取計画の変更認可の公表 (425) (鳥取県土整備事務所) 7 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (426) (西部総合事務所地域振興局) 7 |
| ◇ 選管告示 | 鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (42) 8 |
| ◇ 公 告 | 都市計画の変更案の縦覧 (2件) (技術企画課) 8 平成27年度鳥取県職員採用試験 (高校卒業程度、短大卒業程度) の実施 (人事委員会事務局任用課) 9 |
| ◇ 調達公告 | 一般競争入札の実施 (物品契約課) 13 一般競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課) 16 |

告 示

鳥取県告示第413号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条第2号の規定に基づき、次のとおり行政書士に業務の停止を命じたので、同法第14条の5の規定により告示する。

平成27年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 事務所の所在地及び氏名
米子市富士見町2-16
柴田 崇裕（登録番号05310562）
- 業務の停止期間
平成27年6月9日から同年7月8日まで
- 処分の理由
弁護士法（昭和24年法律第205号）第72条に違反する行為が認められたため。

鳥取県告示第414号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年6月9日

鳥取県立公文書館長 杉 本 朗

| 図 書 名 | 委託の相手 | 委託期間 |
|------------------------|------------------|-------------------------|
| ブックレット各巻及び手記 編各巻 | 鳥取県教科図書販売株式会社 | 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで |
| | 鳥取県立博物館振興会 | |
| | 公益財団法人鳥取市文化財団 | |
| | 株式会社文化の友 | |
| ブックレット2 鳥取県の無らい県運動 | 公益財団法人日本科学技術振興財団 | 〃 |
| ブックレット4 尼子氏と戦国時代の鳥取 | 株式会社ふるさと鹿野 | 〃 |
| ブックレット5 江戸時代の鳥取と朝鮮 | 韓国物産館 | 〃 |
| ブックレット13 鳥取県の妖怪 | 境港市観光協会 | 〃 |

鳥取県告示第415号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成27年7月29日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 申請のあった年月日
平成27年5月29日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あゆみ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

村上 亜由美

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市賀露町西三丁目27-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、多種多様な活動で社会支援をする。必要としている方々に食料品、自作物等を提供する。高齢者の労働相談や、高齢者や障害者の方々への生活協力をを行う。災害で困っているの方々への相談と、復興支援を行う。NPOやボランティア活動の方々に対し、協力をを行う事を目的とする。

日本全国の主業漁業家、主業農業家に対し、直売所や加工場を作り支援を行う。魚介類・農産物の情報提供・販売・飲食店使用に関する事業を実施し、漁業従事者・農業従事者の所得水準向上及び、食の安全の向上を図る。漁業地域・農業地域の産業振興や雇用の創出を促進し国内の漁業・農業の活性化に寄与する事を目的とする。

鳥取県告示第416号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成27年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

未婚者の結婚及び婚活に対する意識等調査

2 調査の目的

県内の未婚者の結婚及び婚活に対する意識並びに県が今後実施を検討するマッチング（お見合い）事業についてのニーズを把握し、今後の施策の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

県内に在住する20歳以上49歳以下の未婚者

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 結婚及び婚活に対する意識

イ マッチング（お見合い）事業についてのニーズ

(2) その基準となる期日

調査票の記入日

5 報告を求める者

実査を委託する調査会社にモニター登録している県内に所在する20歳以上49歳以下の未婚者400人

6 報告を求めるために用いる方法

オンライン調査

7 報告を求める期間

平成27年6月12日から同月19日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課のホームページでの公表

鳥取県告示第417号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号及び第2号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 指定 番号 | 種別 | 図書類 | | |
|----------|----|------------------------------------|--------------------------------------|------------------|
| | | 題名及び号数 | 発行記号等 | 表示された発行所名 |
| 7233 | 雑誌 | BLACKザ・タブー VOL.16 「ヤラセの証拠つかんだ！」 | 雑誌 68514-12 | ミリオン出版 (株) |
| 7234 | 〃 | 週刊実話 5/14・21合併号 | 雑誌 20323-5/21 | (株)日本ジャーナル 出版 |
| 7235 | 〃 | 黄金のGT 6月号 | 雑誌 12259-06 | (株)晋遊舎 |
| 7236 | 〃 | 裏ネタJACK 6月号 | 雑誌 01931-06 | (株)ダイアプレス |
| 7237 | 書籍 | 40歳から極める新・大人の遊び | ISBN978-4-522-47640-6 | (株)永岡書店 |
| 7238 | 〃 | 2人で愉しむ新・大人の悦楽 | ISBN978-4-522-47649-9 | (株)永岡書店 |
| 7239 | 〃 | ずっと現役で愉しむ大人の快樂 | ISBN978-4-522-47655-0 | (株)永岡書店 |
| 7240 | 雑誌 | iP!スペシャル 大人のインターネ ット | 雑誌 67607-79 ISBN978-4-8018-0206-3 | (株)晋遊舎 |
| 7241 | 〃 | YoungLoveComic aya 6月号 | 雑誌 18815-06 | 宙出版 |
| 7242 | 〃 | 不倫体験 天国と地獄 | 雑誌 05322-05 | (株)メディアックス |

鳥取県告示第418号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年6月9日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------|---------|
| 株式会社ぼやーじゅ | 通所介護事業所 かりゆし | 鳥取市湖山町南五丁目177-1 | 平成27年6月1日 | 通所介護 |
| SGホールディングス株式会社 | ソフトケアプラ ス鳥取 | 鳥取市国府町奥谷三丁目312 | 〃 | 訪問介護 |

鳥取県告示第419号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年6月9日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------|----------|
| 株式会社ぼやーじゅ | 通所介護事業所 かりゆし | 鳥取市湖山町南五丁目177-1 | 平成27年6月1日 | 介護予防通所介護 |
| SGホールディングス株式会社 | ソフトケアプラ ス鳥取 | 鳥取市国府町奥谷三丁目312 | 〃 | 介護予防訪問介護 |

鳥取県告示第420号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算

適合性判定を次のとおり行わせることとしたので、同法第77条の35の8第1項の規定により告示する。

平成27年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称及び住所 | 業務区域 | 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 | 構造計算適合性判定の業務 | 構造計算適合性判定の業務の開始の日 |
|-----------------------------------|-------|--|--------------------------|-------------------|
| 一般財団法人日本建築センター 東京都千代田区神田錦町一丁目9 | 鳥取県全域 | 東京都千代田区神田錦町一丁目9 大阪府大阪市中央区南本町一丁目7-15 | 構造計算適合性判定を必要とする全ての建築物の判定 | 平成27年6月1日 |
| 一般財団法人ベターリビング 東京都千代田区富士見二丁目7-2 | 〃 | 東京都千代田区富士見二丁目7-2 | 〃 | 〃 |
| 株式会社建築構造センター 東京都新宿区新宿一丁目8-1 | 〃 | 東京都新宿区新宿一丁目8-1 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10-28 福島県郡山市中町11-5 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2-3 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3-19 愛知県名古屋市中区栄四丁目14-2 島根県松江市中原町6 岡山県岡山市北区内山下一丁目3-19 広島県広島市中区八丁堀15-6 愛媛県松山市三番町七丁目13-13 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9-38 長崎県長崎市万才町3-4 宮崎県宮崎市川原町5-10 鹿児島県鹿児島市西千石町11-21 沖縄県浦添市牧港五丁目6-8 | 〃 | 〃 |
| 日本ERI株式会社 東京都港区赤坂八丁目5-26 | 〃 | 東京都港区赤坂八丁目10-24 福岡県福岡市博多区博多 | 〃 | 〃 |

| | | | | |
|---------------------------------------|---|---|---|---|
| | | 駅前二丁目 2-1 | | |
| ビューローベリタスジャパン株式会社 神奈川県横浜市中区山下町 1 | 〃 | 東京都千代田区神田駿河台二丁目 8 神奈川県横浜市西区高島二丁目 19-12 | 〃 | 〃 |
| 株式会社国際確認検査センター 大阪府大阪市中央区北浜三丁目 7-12 | 〃 | 東京都中央区八重洲二丁目 4-1 | 〃 | 〃 |
| 一般財団法人日本建築総合試験所 大阪府吹田市藤白台五丁目 8-1 | 〃 | 大阪府大阪市中央区内本町二丁目 4-7 | 〃 | 〃 |

鳥取県告示第 421 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、農業試験場における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 27 年 6 月 9 日

鳥取県農業試験場長 宮 田 邦 夫

- 1 委託の相手
鳥取いなば農業協同組合
- 2 委託期間
平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 422 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、園芸試験場における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 27 年 6 月 9 日

鳥取県園芸試験場長 村 田 謙 司

- 1 委託の相手
地方卸売市場倉吉青果株式会社
地方卸売市場倉吉花き市場株式会社
鳥取いなば農業協同組合
鳥取中央農業協同組合
鳥取西部農業協同組合
- 2 委託期間
平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 423 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、畜産試験場における生産品及び家畜類の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 27 年 6 月 9 日

鳥取県畜産試験場長 岡 垣 敏 生

- 1 委託の相手
(1) 生産品

大山乳業農業協同組合

(2) 家畜類

鳥取いなば農業協同組合

J A 全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部

全国農業協同組合連合会鳥取県本部

2 委託期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

鳥取県告示第424号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、中小家畜試験場における家畜類の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年6月9日

鳥取県中小家畜試験場長 赤 井 精

1 委託の相手

J A 全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部

2 委託期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

鳥取県告示第425号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成27年6月9日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 山 本 晃

| 名称及び代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 砂利採取場の所在地及び面積 | 採取する砂利の種類及び数量 | 認可の内容 | | | 認可年月日 |
|-------------------------------|---------------|--------------------------------------|--------------------|-------|-----------------------|--------------------------|------------|
| | | | | 変更事項 | 変更前の内容 | 変更後の内容 | |
| 有限会社パイプフレンド 代表取締役 千馬 幹男 | 鳥取市湖山町北三丁目468 | 鳥取市伏野字砂浜2279外7筆 (10,127.16平方メートル) | 砂(33,723.25立方メートル) | 採取の期間 | 平成27年3月30日から同年5月29日まで | 平成27年3月30日から平成28年5月29日まで | 平成27年5月27日 |

鳥取県告示第426号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成27年7月28日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年6月9日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

1 申請のあった年月日

平成27年5月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人ワークショップ・アクティブ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

足立 薫

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市安倍129-7

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、在宅で一般企業に心身の状態で就職できない障害者や、就職していても職場の人間関係が原因で退職したり、体調が悪くなり疲労が重なる障害者に対し、障害の状態に合わせた作業を行うことで一般の人から理解してもらおうと共に、障害者の社会的自立と社会参加の促進を図り、作業所に集まる仲間と働く意欲を持つことを目的とする。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第42号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

平成27年6月9日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

| | |
|--|---------|
| 鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 9,522 |
| 鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数 | 47,607 |
| 鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | 146,011 |
| 鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 52,114 |
| 米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 40,235 |
| 倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 13,461 |
| 境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 9,700 |
| 岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 3,413 |
| 八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 8,257 |
| 東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 15,976 |
| 西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 12,052 |
| 日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 3,483 |

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路3・6・4号立川甕山線

2 都市計画を変更する土地の区域

鳥取市立川町六丁目、鳥取市卯垣及び鳥取市岩倉

3 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び鳥取市都市整備部都市企画課（鳥取市尚徳町116）

4 縦覧期間及び意見書の提出期間

平成27年6月9日から同月23日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

岩美都市計画道路1・5・1号本庄東浜線

2 都市計画を変更する土地の区域

岩美郡岩美町大字陸上、大字小羽尾、大字牧谷、大字浦富及び大字本庄

3 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び岩美町産業建設課（岩美町浦富675-1）

4 縦覧期間及び意見書の提出期間

平成27年6月9日から同月23日まで

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成28年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成27年6月9日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成27年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）

2 試験の種類及び採用予定者数

| 試験の種類 | 採用予定者数 |
|----------|--------|
| 一般事務 | 7名程度 |
| 土木 | 1名程度 |
| 警察事務 | 2名程度 |
| 保育士 | 1名程度 |
| 公立学校栄養職員 | 3名程度 |
| 司書 | 2名程度 |

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者が不在の場合がある。

3 対象となる職

（1）一般事務、土木、保育士及び司書

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

（2）警察事務

警察本部等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

（3）公立学校栄養職員

市町村立若しくは組合立の小学校若しくは中学校、県立の特別支援学校又は学校給食センター（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する共同調理場をいう。）に勤務する行政職給料表1級相当程度の

職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次の給料月額のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

- (1) 一般事務、土木及び警察事務 143,400円
- (2) 保育士、公立学校栄養職員及び司書 157,300円

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

- (1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 一般事務及び土木

平成6年4月2日から平成10年4月1日までの間に生まれた者。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成28年3月31日までに卒業する見込みの者又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認める者を除く。

イ 警察事務

平成4年4月2日から平成10年4月1日までの間に生まれた者

ウ 保育士

次のいずれにも該当する者

- (ア) 昭和55年4月2日以降に生まれた者

- (イ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項に規定する保育士の登録を受けた者又は平成28年5月31日までにこの登録を受ける見込みの者

エ 公立学校栄養職員

次のいずれにも該当する者

- (ア) 昭和55年4月2日以降に生まれた者

- (イ) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項に規定する栄養士の免許を有する者又は平成28年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者

オ 司書

次のいずれにも該当する者

- (ア) 昭和55年4月2日以降に生まれた者

- (イ) 図書館法（昭和25年法律第118号）第5条第1項に規定する司書の資格を有する者又は平成28年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者

- (2) 警察事務以外の職種の試験を受ける者であって日本国籍を有しないものにあつては、次のいずれかに該当する者又は平成28年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

- (3) 警察事務の試験を受ける者にあつては、日本国籍を有すること。

6 第1次試験

- (1) 試験種目

ア 一般事務

教養試験（多肢選択式）、作文試験及び適性検査

(注) 作文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、作文試験の評価は第2

次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

イ 警察事務

教養試験（多肢選択式）及び適性検査

（注） 適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

ウ 土木、保育士、公立学校栄養職員及び司書

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、作文試験及び適性検査

（注） 作文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、作文試験の評価は第2次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

(2) 試験期日

平成27年9月27日（日）

(3) 試験会場

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

7 第2次試験

(1) 試験の実施

警察事務以外の職種については人事委員会が実施し、警察事務については第2次試験以降の採用候補者発表の手续を含め、鳥取県警察本部が実施する。

(2) 試験種目

ア 一般事務、土木、保育士、公立学校栄養職員及び司書

人物試験（集団討論及び個別面接）

イ 警察事務

人物試験（個別面接）、作文試験及び身体検査

(3) 試験期日

ア 一般事務、土木、保育士、公立学校栄養職員及び司書

平成27年10月下旬（予定）

イ 警察事務

平成27年10月30日（金）（予定）

(4) 試験会場

ア 一般事務、土木、保育士、公立学校栄養職員及び司書

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

イ 警察事務

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

ア 一般事務及び警察事務

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験（多肢選択式）には、一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

また、一般事務にあつては作文試験又は適性検査を、警察事務にあつては適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

イ 土木、保育士、公立学校栄養職員及び司書

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）には、それぞれ一定の基準を設

け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

また、作文試験又は適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

(2) 採用候補者

ア 一般事務

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する作文試験と第2次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、作文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

イ 警察事務

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する適性検査の結果と第2次試験の結果により決定する。

ウ 土木、保育士、公立学校栄養職員及び司書

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する作文試験と第2次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、作文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成27年10月7日（水）（予定）に、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成27年11月中旬（警察事務は11月27日（金））（予定）に、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎（警察事務については警察本部庁舎）の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 警察事務以外の職種に係る採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況を考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。

(2) 警察事務に係る採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者のうちから採用者を決定する。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成28年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、5の(1)のウの(イ)、エの(イ)、若しくはオの(イ)又は5の(2)に定める期日までにこれらに定める資格等を取得することができない場合は、この試験に合格しても採用されない。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎1階、八頭庁舎別館1階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成27年7月31日（金）午前0時から同年8月12日（水）午後12時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成27年7月31日（金）から同年8月17日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成27年8月17日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、警察事務に係る第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

エックス線CT装置 一式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年10月9日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載し

た金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成27年6月17日（水）午後5時までに4の(1)の場所に提出すること。

- (3) 平成27年6月9日（火）から同年7月24日（金）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成27年6月9日（火）から同年7月24日（金）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

- (2) 仕様に関する問合せ先

〒683-0004 米子市上福原七丁目13-3

鳥取県立総合療育センター

電話 0859-38-2155

- (3) 入札説明書の交付方法

平成27年6月9日（火）から同年7月1日（水）までの日にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成27年6月9日（火）から同年7月1日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成27年7月21日（火）午前11時から同月24日（金）正午まで（午後6時から翌午前8時30分までの間並びに日曜日及び土曜日を除く。）。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月23日（木）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成27年7月24日（金）午後1時

ウ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

（1）入札

ア 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うこと。

イ 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

ウ 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の（1）の場所に、平成27年7月1日（水）午後5時までに次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類が電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出すること。

（3）入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

（2）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（3）契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(2)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : X-Ray Computed Tomography, 1 set

(2) July 1, 2015 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) July 24, 2015 Noon : Time-limit for submission of tenders

July 23, 2015 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for notice : Goods contract division of accounting general affairs bureau Tottori

Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7433

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

鳥取県立日野高等学校パソコン等賃貸借 一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成27年9月1日から平成30年8月31日まで

(4) 納入期限

平成27年8月28日（金）

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 契約金額

ア 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を見積もること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。
- なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成27年6月15日（月）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 平成27年6月9日から同年7月22日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成27年6月9日から同年7月22日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件公告に示した物品を所有し（平成27年6月9日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できる者（当該物品が故障した場合に、県の求めがあつてから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。）であること。
- (6) 本件公告に示した物品と同程度の機能を有すると認められるパソコン等の賃貸借に関する契約を、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの間に国又は地方公共団体と締結し、その契約の履行を完了し、又は現に履行している実績を有する者であること。
- (7) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立日野高等学校

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒689-4503 日野郡日野町根雨310

鳥取県立日野高等学校

電話 0859-72-0365

電子メール hino-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で平成27年6月9日（火）から同月22日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年7月22日（水）午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月21日（火）午後5時までとする。

イ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の(1)の場所に平成27年6月29日(月)正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : personal computers

(2) June 29, 2015 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) July 22, 2015 1:00 PM : Time-limit for submission of tenders

(July 21, 2015 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Hino High School 310 Neu Hino-cho Hino-gun Tottori 689-4503 Japan

TEL : 0859-72-0365